

インターネットトラブル

情報化の急速な進展にともない、インターネットにかかわるトラブルが多く発生している【資料3】。インターネット通信販売や、消費者どうしで取り引きをするインターネットオークションや、フリマアプリなどでトラブルになるケースも多い【資料1】。

トラブルを回避するには、**特定商取引法**^{とくていしょうとりひきほう}で定められた表示義務項目^①がきちんと表示されているかを確認するのが効果的である。またプライバシーマーク（⇒□給12）や、JADMAマークの確認、エスクローサービスを利用することなども、インターネットを使用する際の安全対策になる【資料2】。

資料2 インターネットトラブルに遭わないために

●マークを確認する

ネットショッピングをするときは、マークも信頼性の目安になる。

●エスクローサービスを利用する

インターネットオークションなどで、代金の支払いや商品の受け渡しを第三者が仲介し、商取引の安全性を保証するサービス。

●パスワードに注意する

推測しにくいものとし、他人に絶対に教えない。複数のサイトで同一のパスワードを使い回さない。



▲JADMAマーク

法を守り、適切な販売活動をしている日本通信販売協会の会員が表示できるマーク。

①事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律（⇒p.180）。

②事業者の氏名または名称、住所、電話番号

●代金の支払時期と方法

●商品等の返品制度の有無（返品の特約があるときはその内容）

●商品等の価格（送料が含まれない場合は送料の表示も）

●商品等の引渡時期

資料3 インターネットトラブルの例

ワンクリック請求

「無料動画見放題」などのボタンを1度クリックをしただけで、請求画面が表示されたり、画面が消えなくなったりすることがある。大半は詐欺。

無料オンラインゲーム

無料と宣伝されているが、なかには有料部分もあり、多額のお金を請求される。掲示板機能などで、個人情報悪用されることもある。

架空請求・不当請求

身に覚えのない請求がメールで送られてきたり、「ご入会ありがとうございます」などの表示が出て入会費を請求されたりする。

定期購入トラブル

インターネット通信販売で、初回無料、お試し価格などの文言を見て、お試しのつもりで購入したら、定期購入契約となり、高額を請求されたりする。

資料4 若者がねらわれやすい悪質商法やトラブルの例

アポイントメントセールス	キャッチセールス	デート商法	マルチ商法
電話やダイレクトメール、SNSなどで「抽選にあたりました」などと言って喫茶店や営業所に呼び出し、強引に契約させる。英会話教材、会員権、パソコンなど。 あなたが当選しました!!	路上でアンケート調査や無料体験などと言って近づき、喫茶店などに連れて行き、強引に契約させる。化粧品、エステティックサービス、健康食品、絵画など。	街角やSNSなどで言葉たくみに誘い、異性に好意を抱かせ、高額な商品を契約させる。契約後は連絡が取れなくなったりすることが多い。宝石アクセサリーなど。	「商品を買って組織に入り、新しい会員を勧誘すると手数料がもらえる」などと言い商品を買わせ、次の人を勧誘させて販売を拡大させる。健康食品、投資用USBメモリなど
			
資格商法	モニター商法	モデル・タレント契約詐欺	ネガティブ・オプション
「講座を受ければ資格が取れる」「国家資格になる」などと偽り、講座や教材を契約させ、高額な支払いを請求される。司法書士、パソコン関連資格講座など。	モニターになると商品が安くなる、アンケートに答えると収入をもらえるなどと勧誘し、高額な商品やサービスを売る。化粧品、健康食品、エステティックサービスなど。	モデルやタレントに向いているなどと勧められ、高額な入会金、レッスン費用やマネジメント料などを請求される。実際にはデビューできない場合も多い。	注文していない商品などを勝手に送ってきて、断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する。送りつけ商法などともいう。書籍、健康食品、海産物など。
			



消費・経済